

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 5 月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター（元気館） 2階 農事相談室			担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和6年5月27日（月） 1日間 至 令和6年5月27日（月）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代 委 員 植田 智子				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	・ 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 6 年度与謝野町一般会計補正予算（第 2 号） ・ 議案第 9 号 学校運営協議会委員の委嘱について ・ 議案第 1 0 号 地域学校協働活動推進員の委嘱について	承認可決 承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	
そ の 他	・ 令和 5 年度問題事象・不登校について ・ 旧尾藤家住宅国重要文化財指定記念行事について ・ スポーツを通じた「考える力」の育成に関する連携協定の締結について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年5月27日 午前9時30分から午後11時45分まで
- 2 場 所 加悦保健センター（元気館）2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和6年度第2回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（両委員とも了承）

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、3月18日に開催いたしました令和5年度第13回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、4月25日に開催いたしました令和6年度第1回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

[樋口委員]

文言の削除と一部訂正をお願いしましたが、内容が大きく変わるものではありません。よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

それでは、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

先週 22 日にはお忙しい中を丹後地方教育委員会連合会定期総会へのご出席、そして今日は、第 2 回教育委員会会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

日本の四季を分ける二十四節気によれば、20 日はすべてのものが勢いよく伸び天地に満ち始めるという「小満」、そして 6 月 5 日は稲などの穀物を植える頃とされる「芒種（ぼうしゅ）」でございます。さすがにこの頃になりますと、夏日になる日も多くなってまいりました。

続いて校園の様子ですが、例年この時期は、新たに入園入学した子どもたちに様々な心配な様子も出てくる頃で、先生方に適切に対応していただいているところかと思えます。そして前回会議の 4 月 25 日からのこの間、校園では様々な行事にも取り組んでいただいております。こども園では親子遠足、交通教室、避難訓練や高校生のボランティアの受け入れなどがございます。小学校では 18 日と 25 日に開催された運動会、多くの校外学習やプールの準備、6 月に入りますとすべての小学校で京都・奈良・大阪方面への修学旅行が実施されます。中学校では若丹中学校バレーボール大会、連盟会長杯野球大会、そして 13 日に行われた阿蘇海一周マラソン大会などがございました。マラソン大会の結果につきましては別紙のとおりでございます。また、修学旅行は 20 日から加悦中学校、昨日の 26 日からは江陽中学校と橋立中学校が、それぞれ 2 泊 3 日で東京方面に出かけております。さらに中学校では、校外学習、職場体験や教育実習の受け入れなども予定されています。

次に「祭」ですが、4 月末より 5 月上旬にかけて町内各地で執り行われました。コロナ禍の 3 年を経て、地域による違いはありますが、昨年以上に祭の復活が進んだようです。子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会、地域の人々とのつながりを深めることが確かなものになったと思います。今年度、各地域で話題となったのが、太刀振りなど、これまで男子に限られていた神事に女子が参加していることでした。単なる子どもの人数が減ったことへの対応ではなく、ジェンダーに囚われない地域・大人の判断がさらに進んでいくことを望みたく思います。

この「祭」に関してもう 1 つ、12 日の日曜日に加悦谷学舎で「与謝野町の子育てを応援する高校生が考えた」「子育ては皆です町を作りたい」をコンセプトとする「かやだにまつり」が開催されました。体育館内に設けられた巨大迷路、バザーや遊び場所、さらには米粉クッキーの料理コーナーとともに大賑わいで、約 260 人の来場者であったようです。スタッフとして頑張る高校生の笑顔と頑張りが印象的で、のだがわこども園との連携・コラボの取組も多く、非常に意義ある取組であったと思います。

さて、例年、梅雨入りが近づいて来るこれからの季節は、豪雨、落雷そして台風などの自然災害が心配されます。特に熱中症に関しては今年度からは気温が特に著しく高くなることにより、重大な健康被害が生ずる恐れのある場合、熱中症特別警戒アラートが前日に発表されることとなっています。この場合は校園長などの管理者は、すべての人が熱中症対策ができているかを確認し、徹底できていない場合は運動・外出・行事の中止や延期またはリモートなどへの変更を判断することが求められています。

そして豪雨、雷雨、地震などの自然災害やミサイル発射による J アラートの発令などの不測の事態が起きた際に、最も子どもたちが困る、現実的な危険に晒されるのが、朝の登校時間帯です。子どもたちには危険が感じられるときに、危機に迫ったときに、助けを求められる、行動や判断できるよう教えておくこと、区長さんをはじめとして地域に万一の場合に子どもたちの保護をお願いしておくことが必要な時代・情勢であると言えます。

続いて、レジュメ 3 のこの春に卒業しました中学生 191 名進路状況ですが、レジュメにある通りの数字や内訳であります。

最後その他ですが、本日も多くのお諮りさせていただくことや報告がございますが、運動会のご感想やご質問があれば、この後、よろしく願いできればと思います。

[樋口委員]

先週の土曜日に石川小学校の運動会に行かさせていただきました。天気は良く、風もそこそこあり、暑くもならず良い気候でした。今回、珍しいと感じたこととして、始まる前にラジオ体操をされるのですが、ラジオ体操ボランティアを募られたところ、低学年の方が 10 人ぐらい前に並んで皆の前で指導すると言いますか、模範をするような形での演技をされたことが珍しいと思いました。

色々な形でそうやって盛り上げることを考えて行っていたことは、本当にありがたいと思いますし、何よりも全員集まって平常な運動会ができるということは、こんなに嬉しいものなのかという思いを持ちながら拝見させていただきました。

午前中で終わったということですが、小学校において、昔は午後からもあった様な気がするのですが、他の学校を全部回ってる訳ではありませんので、他の学校はお昼から実施されたのか気になりました。

様々な考えがあって、午前中だけのプログラムになったのかと思うのですが、今後もこれが続いていくものなのか、また過去の様にお昼からも引き続きされる形で戻るのかということも少し気になりましたので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

[長島教育長]

高岡総括、全体の状況で把握されている部分がありましたら、教えていただければありがたいです。

[高岡総括指導主事]

岩滝小学校の様に児童数が多い学校は午後まで行っています。山田小学校の様に同じ位の規模のところについては、午前中で種目を終了し、保護者とお昼のお弁当を食べて終了します。児童については午後、総括といいますか、反省会を行います。これは学校毎の状況を見ての判断であります。

[樋口委員]

児童数の減少というところも重要な要素の 1 つで、これもプログラムに関わっているのかと感じました。それぞれの学校の特性に合わせた状況で、進めていただいてありがたいと思います。加えまして明るい話題として、先ほどの石川小学校運動会の話なのですが、舞鶴の聾学校に通われているお子様 1 名と、支援学校へ通われてるお子様が 1 名、一緒に競技に入っていて、交流もされていたことも報告いたします。

[長島教育長]

次に、日程第 4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第 8 号「専決処分の承認を求めることについて」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長および小谷社会教育課長が説明いたします。

(中上教育次長及び社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[植田委員]

学童保育の話だと思うのですが、この待機されてるお子さん達は、併用してキッズステーションもご利用されているのかと思うのですが、そういうところは調べられていますか。

[小谷社会教育課長]

キッズステーションがある地区は、存在自体のサービスのご紹介はしますけれども、本当にキッズステーションに行かれてるかどうかまでの把握は、私共ではしていません。

[植田委員]

待機されてる方の困り事に対応されてる様に、キッズステーションが受け皿になっていると聞いています。

[小谷社会教育課長]

キッズステーションはご存知の通り任意の活動です。町が委託料を払って行うものではなくて、志の高い方の活動によって行われていまして、子育て応援課から補助金が出るという仕組みになっています。

学童保育所の代わりにならない理由がありまして、1つは保育では無いため見守りにしかならず、また毎日されていません。例外として、温江区は毎日されています。毎日シフトを組んで行うことが非常に大変な様でして、何とか温江区はされておりますが、大変だとおっしゃられています。

毎日されてないことから学童の変わりにはなりにくいことがあります。加えまして、全ての地区でやっている訳ではありません。キッズステーションがある地域に関しては紹介をしています。

[樋口委員]

先ほどのスクールバスの件ですが、4台同時に買った車両のうちの1台に不具合があったということなのでしょうか。それとも昔から所有されていた1台なのか。

お伺いしたいのは、その車両が現在使えないのであれば、緊急時の予備車両ということですので、その辺の現状を教えてくださいたいと思います

[中上教育次長]

予備のスクールバスですが、これは学校統合した際に購入した車ではなく、以前からある車両で、年式が平成13年と23年経過しています。

シャーシの部分をはじめとして、不具合のため使えないという状態ですが、緊急時のバスが無い状況です。あくまで民間のバスを借り上げて、対応するということになります。まずはこの予算を持たないと借上予算さえ無いという状況です。

恐らくバスの予備の方向性としましては、次年度以降の対応になるかと思いますので、その時にどの様になるかは、またお示しさせていただくということになります。

[長島教育長]

それでは、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

会議が始まりましてから1時間以上経過しましたので、10分程の休憩とします。

(暫時休憩)

[長島教育長]

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[長島教育長]

次に、議案第9号「学校運営協議会委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

これは学校の方から名簿を提出されて、案をいただいているということなののでしょうか。各学校というのは、野田川地区の話ですが、石川小学校も三河内小学校も市場小学校も育成会の会長さんが入っていただいているのですが、山田小学校の方は育成会員が入っていませんので、その辺がどういった事なのか、野田川地域の動きとして少し気になりましたので、この点についてご説明いただければと思います。

[小谷社会教育課長]

委員のメンバー選出につきましては、各学校から教育委員会に対して推薦書というもの

が出されますので、各学校から委員就任をお願いするという形になっています。私達は選出の段階から各学校に入り、ご事情を聞かせていただきながら、アドバイス等を行います。結果として推薦書をいただいたという状況です。

[高岡総括指導主事]

各学校がそれに合わせて、推薦を必ず入れなければいけないということでは無いです。

[長島教育長]

それでは、議案第9号「学校運営協議会委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第9号「学校運営協議会委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第10号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問なし)

[長島教育長]

それでは、議案第10号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第3号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

続きまして、日程第4「その他」に入らせていただきます。

始めに、「令和5年度問題事象・不登校について」、高岡総括指導主事が説明いたします。

(高岡総括指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問なし)

[長島教育長]

続きまして、「旧尾藤家住宅国重要文化財指定記念行事について」、小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

植田委員、当日出席されていましたので、お感じになられたことをお願いします。

[植田委員]

夜の尾藤家は初めてでとても素敵でした。お庭の方から教えていただく機会もなかなか無いことでしたので、新鮮で良かったと思います。

[長島教育長]

続きまして、「スポーツを通じた「考える力」の育成に関する連携協定の締結について」、小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問なし)

[長島教育長]

他に事務局からありましたら、お願いします。

[中上教育次長]

私の方から2点お知らせをさせていただきます。まず1点目、学校等の適正規模適正配置に関する基本方針を令和6年3月に改定が行われました。その後、子ども子育て会議の方に諮って報告した後に、町長の方に報告させていただきまして、今度の6月議会で報告をさせていただこうと思っています。

それから、加悦小学校のプールの関係の件です。クアハウスの方にプール架台を設置して授業を行う方向で考えています。プール架台がクアハウスに10台ありまして、新たに15台購入するということになります。佐々木委員さんも言われたと思いますが、クアハウスのプールは底が傾斜する形で、浅いところで1m、深いところで1m30cmあります。

この形状ですと小学校の高学年でもプールで立てない児童がいるということで、プール架台については低学年だけではなく、高学年の方でも使用するという格好になります。

今、入札等の手続きを進めているのですが、7月位にならないと架台が購入できない状況になっています。

夏休みに入りますので、授業の実施が1学期に間に合わないということになりますので、プールの使用については、2学期から行うことになります。9月から大体11月位まで掛かるのでは無いのかと考えておりまして、想定よりも遅れていますが、2学期から授業に入っていきたいと思っています。

[中上教育次長]

それから、今後の予定についての調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会及び、京都市町村教育委員会連合会、こども園訪問の日程調整)

[中上教育次長]

今回の教育委員会会議については、6月25日(火)となります。午前9時半からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時45分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年 6 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 6 年 6 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 3 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 24 日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和 6 年 6 月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議会に 対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、与謝野町長から意見を求められた令和 6 年 6 月 与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1 令和 6 年度与謝野町一般会計補正予算（第 2 号）

上記について、意義ありません。

令和 6 年度

一般会計補正予算（第 2 号）資料

（教育委員会 学校教育課所管分）

令和6年度 一般会計補正予算(第2号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位: 千円)

予算 書頁	款	項	目	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
								2号	
12	負担金及 び交付金	負担金	教育費負担金	保健体育費負担金	12,386	0	12,386	△ 12,386	給食センター施設整備負担金の皆減
12	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	保健体育費補助金	10,000	0	10,000	△ 10,000	公立学校施設整備補助金の皆減
14	町債	町債	教育費	保健体育債	82,600	18,300	82,600	△ 64,300	給食センター整備事業債の減

令和6年度 一般会計補正予算(第2号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
									2号	
34	教育費	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	使用料及び賃借料	13,095	13,365	13,095	270	マイクロバス緊急修繕に伴う代替バスの自動車借上料の増額
34	教育費	中学校費	学校管理費	中学校組合負担金	負担金、補助及び交付金	91,960	84,253	91,960	△ 7,707	与謝野町宮津市中学校組合負担金 学校給食センター施設整備 与謝野町負担金の皆減
	合計					105,055	97,618	105,055	△ 7,437	

令和 6 年度

一般会計補正予算（第 2 号）資料

（教育委員会 社会教育課所管分）

令和6年度 一般会計補正予算(第2号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入) (単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
									2号	
12	使用料及 び手数料	使用料	民生使用料	児童福祉使用料	学童保育使用料	7,500	8,100	7,500	600	岩滝学童保育所定員拡大に伴う使用料の増
14	諸収入	雑入	雑入	雑入	学童保育おやつ 代	1,700	1,820	1,700	120	岩滝学童保育所定員拡大に伴うおやつ代の増
	合計					9,200	9,920	9,200	720	

令和6年度 一般会計補正予算(第2号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出) (単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
									2号	
24	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	需用費	4,068	4,188	4,068	120	岩滝学童保育所定員拡大に伴う賄材料費の増
24					委託料	64,878	67,918	64,878	3,040	岩滝学童保育所定員拡大に伴う放課後児童健全育成事業委託料委託料の増
24					備品購入費	200	589	200	389	三河内学童保育所空調機器更新及び既設機器の移設
36	教育費	社会教育費	図書館費	図書館管理運営事業	旅費	7	57	7	50	子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰式への出席旅費
	合計					69,153	72,752	69,153	3,599	

学童保育ニーズへの対応に向けて

社会教育課

１．与謝野町の子ども・子育ての基本理念

第２期与謝野町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）



子育てするならこのまちで

保護者の状況などにかかわらず、
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保障されるまち、
豊かな自然に恵まれた環境の中で、
安心して子どもを生み育てられるまちを
地域・住民との協働のもとに目指します。

２．現況と利用希望予測

（１）待機児童（R6.4 現在）・・・別紙「令和６年度学童保育入所希望及び承諾状況」

■複数の学童保育所において待機児童が発生している。

■石川学童保育所では３年生の待機児童が発生したことから、子どもを見守る場所として「石川臨時見守り室」を石川地区公民館に設置し、町職員により臨時的に対応中。

■利用希望の多い夏休み等の長期休業期間は、他の学童保育所へ入所いただくことで調整予定。

（２）保育環境

■三河内小学校近くの民家を借りて三河内学童保育所を開設。建物の築年数が古く、トイレも屋外にある等、保育環境の改善が求められている。

（３）利用希望予測（R6.5 利用ニーズ調査結果から推計）

＜総務文教厚生常任委員会当日に配布＞

３．今後の取組（予定）

（１）岩滝学童保育所

■岩滝学童保育所施設内の空き部屋を活用し、定員 60 名から 80 名に拡大

・・・令和６年度６月補正予算

(2) 石川学童保育所

■石川小学校周辺で児童福祉施設整備基準に合致した施設の設置について検討

(3) 三河内学童保育所

■三河内小学校周辺で児童福祉施設整備基準に合致した施設の設置について検討

※「児童福祉施設等」を新築し、又は既存の建築物の用途を変更して「児童福祉施設等」とする場合は、建築基準法令に適合させる必要がある。

※京都府福祉の町づくり条例の整備基準に適合させる必要がある。

(4) その他

■学童保育サービスの改善・充実に向けた具体的内容の検討

■学童保育利用料等のあり方検討

以上

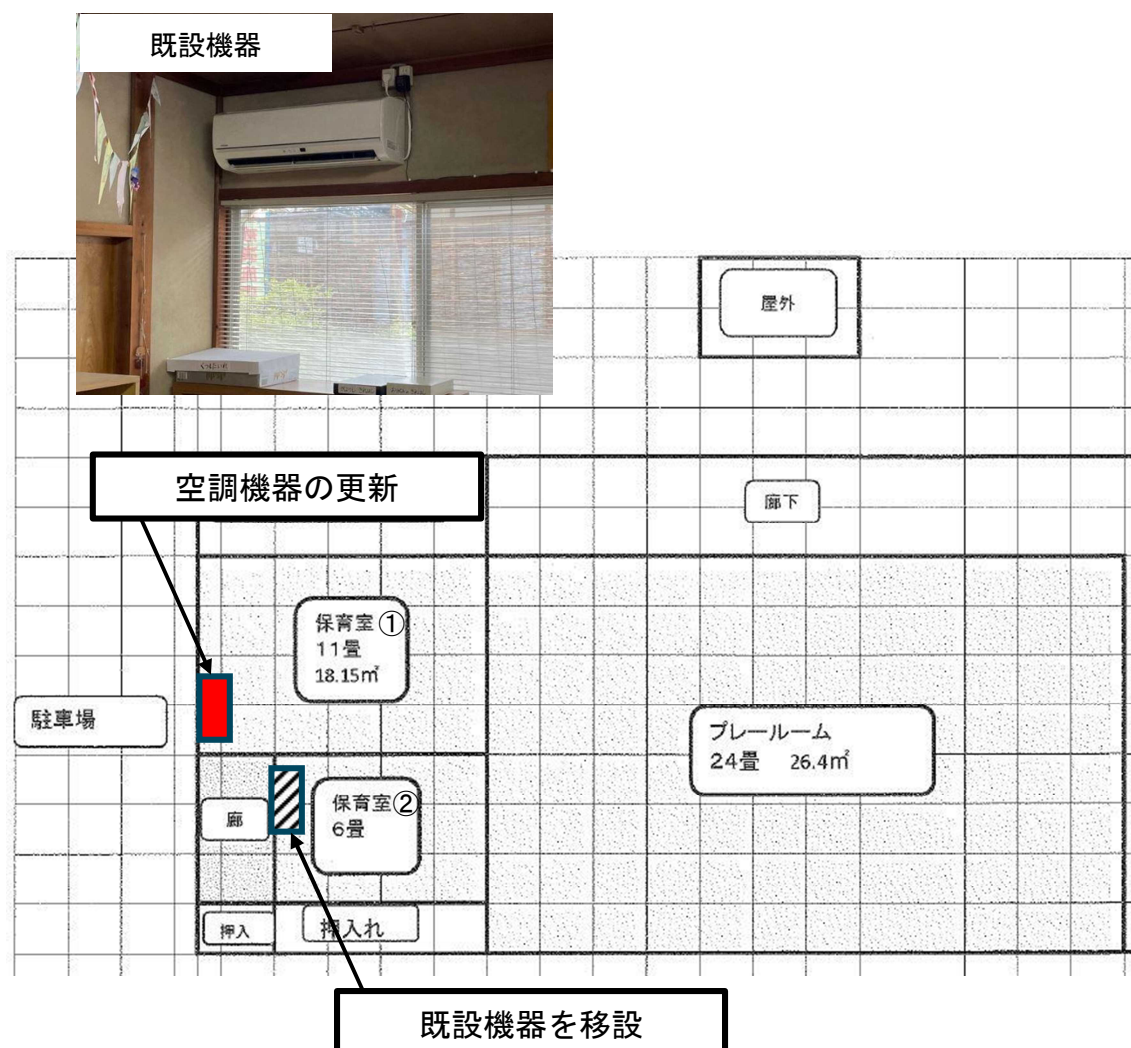
三河内学童保育所空調機器更新等について

１．空調機器更新概要

三河内学童保育所保育室に設置の空調機器の老朽化により冷却効果が低いうえ、令和６年度から受け入れ児童の増加に伴い室温が下がらない状況となっていることから、夏季の早段階で改善するため、空調機器の更新、及び既設機器を移設するもの。

■補正予算額 ３８９千円

（事業：放課後児童健全育成事業 ― 備品購入費）



与謝野町立図書館が令和6年度「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」を受けました

- 1 「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰とは
国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体及び個人（以下「学校等」という。）に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が行うものです。そのうち図書館は原則各都道府県から1館が推薦されます。

- 2 被表彰者数 図書館44館（全263件）

＜京都府内＞京都市立楊梅幼稚園、南丹市立八木東小学校、
舞鶴市立倉梯小学校、京都市立市原野小学校、永井麻里
与謝野町立図書館

- 3 推薦理由（与謝野町教育委員会提出「推薦書」より）

与謝野町内の読み聞かせボランティアグループと連携し、こども園・小学校等でのおはなし会、朝読書の時間を活用した読み聞かせのほか、依頼に応じPTA、研修会等に講師として出席する等年間を通して取り組んでいます。

子育て応援課・保健課と連携し絵本を読み聞かせ、プレゼントするブックスタートや夏休み期間中に貸出冊数分のシールを配布することで、借りた（読んだ）本を見える化し、子どもの本を借りて読むことへの動機付けにする夏休み読書マラソンなどの取り組みを行っています。

- 4 表彰式（終了）

日時：令和6年4月23日（火） 午後1時から5時

「子ども読書の日」記念「子どもの読書活動推進フォーラム」中に、代表に授与される式典があり、フォーラム終了後にそれぞれに授与式が行われました。

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

※ 表彰状は図書館本館入口に掲示しています。



【取材・問い合わせ先】

与謝野町立図書館（担当：瀬戸）
TEL：0772-46-2451

議案第 9 号

学校運営協議会委員の委嘱について

次の者を学校運営協議会委員に委嘱したいので、与謝野町学校運営協議会規則第 7 条第 2 項により教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

加悦小中学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
坂中 紀文	算所	区長会 算所区長	
市田 匡史	加悦	加悦地域公民館 館長	
井上 康治	加悦奥	前学校評議員（加悦小）	
西原 新介	算所	前学校評議員（加悦中）	
小西 正也	明石	KSSC（支援組織）	
三田 健太	加悦奥	加悦小学校PTA 副会長	
高瀬 幸香	算所	加悦中学校PTA 副会長	
安達 佳代子	加悦	加悦小学校 校長	
西山 真司	加悦	加悦中学校 校長	
梶山 妙子	加悦	加悦小学校 教頭	
大石 健	加悦	加悦中学校 教頭	

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（1 年）

岩滝小学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
米華 利昌	岩滝	区長会 浜町区長	
長島 栄作	岩滝	知遊館 館長	
白数 登	岩滝	前学校評議員	
井上 正則	弓木（石田）	長寿会	
大槻 喜宏	弓木	おやじの会（支援組織）	
三田 博美	男山	有識者（元校長）	
橋本 利将	男山	岩滝小学校PTA 会長	
後藤 美桂	岩滝	岩滝小学校 校長	
香山 美知代	岩滝	岩滝小学校 教頭	

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）

石川小学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
宇野 賢一	石川	区長	
柿本 恵	石川	石川地区公民館 館長	
河邊 時寛	石川	前学校評議員	
杉本 孝史	石川	前学校評議員	
和田 裕之	石川	育成会 会長	
吉田 達雄	石川	石川小学校PTA 会長	
竹下 琢哉	石川	石川小学校 校長	
村上 由香里	石川	石川小学校 教頭	

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）

三河内小学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
高田 壽博	三河内	区長	
安達 博志	三河内	三河内地区公民館 館長	
岡田 攻	三河内	前学校評議員	
垣尾 博文	三河内	育成会 会長	
海尻 考昭	三河内	三河内未来塾	
下野 悠介	三河内	三河内小学校PTA 副会長	
松田 直美	三河内	三河内小学校 校長	
永田 史子	三河内	三河内小学校 教頭	

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）

市場小学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
山崎 政巳	岩屋	区長	
永岡 暁	幾地	幾地地区公民館 館長	
坂根 亜里沙	四辻	四辻地区公民館 主事	
衣川 智博	岩屋	育成会（岩屋） 会長	
岸本 克典	幾地	育成会（市場） 会長	
中本 裕之	幾地	有識者（前市場育成会会長）	
加畑 貴之	幾地	市場小学校PTA 会長	
白数 孝道	幾地	市場小学校 校長	
藤田 美帆	幾地	市場小学校 教頭	

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）

山田小学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
山崎 哲典	下山田	区長	
長島 誠	上山田	区長	
三富 卓也	上山田	上山田地区公民館 館長	
山崎 温子	下山田	更生保護女性会	
荻野 宏治	上山田	山田小学校PTA	
奥野 雅代	下山田	山田小学校 校長	
志賀 麻理	下山田	山田小学校 教頭	

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）

江陽中学校学校運営協議会委員

氏名	居住地・勤務地	選出母体・役職等	備考
山崎 正道	四辻	区長	
荒田 嘉明	四辻	中央公民館 館長	
千賀 智恵子	幾地	前学校評議員	
辻村 美里	幾地	主任児童委員	
堀尾 知弘	石川	江陽中学校PTA 会長	
市田 さゆり	四辻	江陽中学校 校長	
北尾 嘉宏	四辻	江陽中学校 教頭	

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）

議案第 1 0 号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

次の者を地域学校協働活動推進員に委嘱したいので、与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱第 3 条により教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

地域学校協働活動推進員

氏名	学校・協議会名	選出母体・役職等	備考
柿本 恵	石川小学校	石川地区公民館 館長	
安達 博志	三河内小学校	三河内地区公民館 館長	
永岡 暁	市場小学校	幾地地区公民館 館長	
三富 卓也	山田小学校	上山田地区公民館 館長	

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（1 年）

旧尾藤家住宅重要文化財指定記念行事

- 1 日 時 令和6年4月20日（土）
- 2 場 所 旧尾藤家住宅 17:00～19:30
- 3 来場者 約100名
- 4 内 容

◇尾藤家の魅力を語るトークセッション



◇ギターライブ音楽会（希望者には中庭で飲食を提供）
フラメンコギター奏者 尾藤大介氏



◇襖絵の特別展示 原在中筆『高士雪景松竹図』/岸駒筆『波濤に岩上咆虎図』



与謝野町と（株）S P L Y Z Aとの連携協定に係る概要説明書

1. 連携協定締結に至る経緯

①令和5年9月

（株）官民連携事業研究所 加藤勝氏より（株）S P L Y Z Aの紹介とアプリ活用の提案説明

②令和6年1月

生涯スポーツ指導者研修会の終了後、社会教育課から参加者にアプリの説明

③令和6年2月

社会教育課から各ジュニアスポーツ団体にアプリ活用に係る利用希望調査を実施

少女バレー、ミニバスケット、女子ソフト、少年野球チームから利用希望の連絡あり

④令和6年3月

（株）官民連携事業研究所、（株）S P L Y Z A、社会教育課で実証実験の内容について協議

2. 実証実験に係る協定内容

内 容：アプリの無償提供

メリット：利用者：競技力の向上・コミュニケーションの充実

自治体：社会教育・家庭教育支援の充実

事業者：実証によるデータの蓄積・ユーザー数の増

3. 今後のスケジュール

①連携協定締結式

日時：令和6年5月13日（月） 11：00～12：00

会場：与謝野町役場加悦庁舎 1F 応接室

②アプリ体験会の実施

日時：令和6年5月25日（土） 18：00～21：00

会場：野田川体育館

備考：各ジュニアスポーツ団体指導者・選手にアプリのアカウントを付与

③実証実験の開始

期間：令和6年6月～12月

内容：各ジュニアスポーツ団体においてアプリを活用

備考：（株）S P L Y Z A・社会教育課が伴走支援

④報告会の開催

日程：令和7年1月

内容：アプリ活用団体から実証実験の結果の報告と効果の共有

⑤結果検証

期間：令和7年1月～3月

内容：結果の検証と今後の活用の方向性についての検討

1. SPLYZAが提供するツール



”課題発見”から”課題解決”までを主体的に行うための映像振り返りツール

皆で発見した課題やその課題の解決方法(アドバイス)を映像上書き込むことにより、観察力や言語能力の育成が促進され、さらにはそれらの能力の評価を行うことができます。



AIによるマーカースレスの動作分析ツール

マーカースレスで定量的なデータ(速度、角度、距離)が算出されることにより、手軽にスポーツサイエンスに触れることができ、STEAM教育の実現が可能となります。



3. SPLYZA Teamsを活用することによる効果



1. 授業映像の撮影&アップロード

撮影した映像をSPLYZA Teamsにアップロードすることにより、映像の共有及び振り返りができます。

2. 自由なタグ付け&描き込み

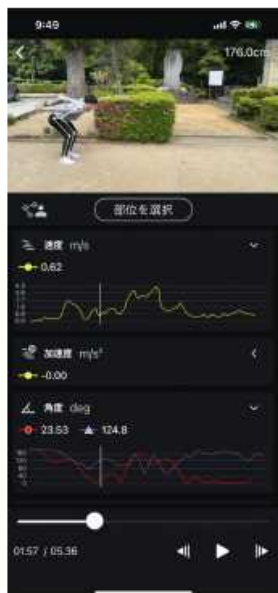
ポイントとなるシーンにタグ付け・描き込みを行うことにより、考えが可視化されるだけでなく、生徒同士のコミュニケーションの活性化に繋がります。

3. 学習記録の蓄積・個別最適な学びの実現

「できる・できない」という結果に基づく評価でなく、プロセスを重要視した評価が可能となります。また、生徒にとっては自分の成長を時系列に沿って把握することができます。



3. SPLYZA Motionを活用することによる効果



1. 端末1台で手軽に作動

iOS端末で撮影するだけで、マーカースレスでその場で動作分析が可能です。また、オフラインで作動するので、環境を気にせず活用できます。

2. 定量的な振り返り

速度、角度、距離等を数値として確認し、定量的な振り返りを行うことによって学習意欲の向上に繋がります。また、映像はスティックピクチャーのみへ切り替えることができ、課題や改善ポイントがより可視化されます。

3. CSVファイルでのデータ出力

測定データはアプリ外に出力できます。数値を用いた探究的な学習が可能となります。



スポーツを通じた「考える力」の育成に関する連携協定書

与謝野町（以下「甲」という。）と株式会社 SPLYZA（以下「乙」という。）は、以下のとおり、スポーツを通じた「考える力」の育成に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、スポーツを通じた「考える力」の育成を促進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- （1）乙が提供する映像分析ソフトウェアを活用した学びの促進や集積されたデータの活用に関すること
- （2）その他、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 甲及び乙は、連携協力事項をすべて無償で行う。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、上記の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 本協定は、期間満了の1か月前までに両者が協議の上、書面による新たな合意があった場合に限り延長することができるものとし、以後、延長後の期間満了に際しても同様とする。

(責任)

第6条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により甲又は乙に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

(疑義が生じた場合等の取扱い)

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その取扱いを決定する。

2 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取り組みの実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月13日

甲 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町

町長

乙 静岡県浜松市中央区相生町16-13

株式会社 SPLYZA

代表取締役